

旧羽島市教育センター解体撤去工事

図 面 目 録

図面番号	図 面 名 称	縮 尺	図面番号	図 面 名 称	縮 尺	図面番号	図 面 名 称	縮 尺
A-01	建築物解体工事特記仕様書(1)	N. S.	E-01	電気設備 1階平面図、2階平面図	1/100	M-01	配置図、凡例	1/150
A-02	建築物解体工事特記仕様書(2)	N. S.	E-02	電気設備 3階平面図、4階平面図	1/100	M-02	空調設備 機器表 1	N. S.
A-03	付近見取図、配置図、仮設計画図	1/100	E-03	電気設備 PH階平面図、PH階屋根平面図	1/100	M-03	空調設備 機器表 2	N. S.
A-04	仕上表	N. S.				M-04	空調設備 1階平面図	1/50, 100
A-05	1階平面図、2階平面図	1/100				M-05	空調設備 2階平面図	1/50, 100
A-06	3階平面図、4階平面図	1/100				M-06	空調設備 3階平面図	1/100
A-07	PH階平面図、PH階屋根平面図	1/100				M-07	空調設備 4階平面図	1/100
A-08	工事手順図	1/200				M-08	空調設備 PH階平面図	1/50, 100
A-09	断面図(石綿除去手順図、解体工法区分図)	1/100				M-09	空調設備 PH階屋根平面図	1/50, 100
A-10	仕上積表(石綿含有建材レベル3)	1/200				M-10	石綿含有部材撤去仕様・数量一覧表	N. S.
						M-11	衛生設備 機器表・衛生器具表	N. S.
既建-01	【既設図面】仕様書 1	N. S.	既電-01	【既設図面】配置図	1/100	M-12	衛生設備 1階平面図	1/100
既建-02	【既設図面】仕様書 2	N. S.	既電-02	【既設図面】特記仕様書	N. S.	M-13	衛生設備 2階平面図	1/100
既建-03	【既設図面】仕上表	N. S.	既電-03	【既設図面】照明器具姿図	N. S.	M-14	衛生設備 3階平面図	1/100
既建-04	【既設図面】配置図、付近見取図	1/100	既電-04	【既設図面】盤単線結線図	N. S.	M-15	衛生設備 4階平面図	1/100
既建-05	【既設図面】1階平面図	1/50	既電-05	【既設図面】幹線・動力 3・4階平面図	1/100	M-16	衛生設備 PH階平面図	1/100
既建-06	【既設図面】2階平面図	1/50	既電-06	【既設図面】幹線・動力 PH階平面図	1/100	M-17	衛生設備 PH階屋根平面図	1/50, 100
既建-07	【既設図面】3階平面図	1/50	既電-07	【既設図面】コンセント 1・2階平面図	1/100	M-18	衛生設備 1~4階便所・湯沸室平面図	1/50
既建-08	【既設図面】4階平面図	1/50	既電-08	【既設図面】コンセント 3・4階平面図	1/100			
既建-09	【既設図面】PH階平面図	1/50	既電-09	【既設図面】電灯 3・4階平面図	1/100			
既建-10	【既設図面】立面図	1/50	既電-10	【既設図面】弱電 1・2階平面図	1/100			
既建-11	【既設図面】断面図 1	1/50	既電-11	【既設図面】弱電 3・4階平面図	1/100			
既建-12	【既設図面】断面図 2	1/50	既電-12	【既設図面】自火報 1・2階平面図	1/100			
既建-13	【既設図面】矩計図	1/20	既電-13	【既設図面】自火報 3・4階平面図	1/100			
既建-14	【既設図面】階段詳細図、詳細図	1/50, 20	既電-14	【既設図面】電灯分電盤結線図	N. S.			
既建-15	【既設図面】展開図 1	1/50	既電-15	【既設図面】照明器具姿図、盤単線結線図	N. S.			
既建-16	【既設図面】展開図 2	1/50	既電-16	【既設図面】電灯・コンセント 1階平面図	1/100			
既建-17	【既設図面】展開図 3	1/50	既電-17	【既設図面】電灯・コンセント 2階平面図	1/100			
既建-18	【既設図面】展開図 4	1/50	既電-18	【既設図面】電灯・コンセント 3階平面図	1/100			
既建-19	【既設図面】1階天井伏図	1/50	既電-19	【既設図面】電灯・コンセント 4階平面図	1/100			
既建-20	【既設図面】2階天井伏図	1/50	既電-20	【既設図面】電灯・コンセント PH階平面図	1/100			
既建-21	【既設図面】3階天井伏図	1/50	既電-21	【既設図面】動力・弱電 1階平面図	1/100			
既建-22	【既設図面】4階天井伏図	1/50	既電-22	【既設図面】動力・弱電 2階平面図	1/100			
既建-23	【既設図面】建具表	N. S.	既電-23	【既設図面】動力・弱電 3階平面図	1/100			
既建-24	【既設図面】詳細図	1/50, 20	既電-24	【既設図面】動力・弱電 4階平面図	1/100			
			既電-25	【既設図面】動力・弱電 PH階平面図	1/100			
既構-01	【既設図面】構造図 基礎	1/100	既電-26	【既設図面】自火報 系統図	N. S.			
既構-02	【既設図面】構造図 各階伏図	1/100	既電-27	【既設図面】自火報 1階平面図	1/100			
既構-03	【既設図面】構造図 断面リスト、雑詳細図	1/30	既電-28	【既設図面】自火報 2階平面図	1/100			
既構-04	【既設図面】構造図 ラーメン図	1/50	既電-29	【既設図面】自火報 3階平面図	1/100			
			既電-30	【既設図面】自火報 4階平面図	1/100			
			既電-31	【既設図面】自火報 PH階平面図	1/100			

令和 7 年 9 月

株式会社 金華建築事務所

A. 工事概要及び仕様書		章	項目	特記事項	章	項目	特記事項	章	項目	特記事項						
I 工事概要																
1. 工事場所	地名地番	岐阜県羽島市竹鼻町2 2 6番地2 旧羽島市教育センター地内														
	用途地域	商業地域(400/80)														
2. 用途・構造	防火地域	準防火地域														
	旧用途	庁舎(平成31年国土交通省告示第98号 別添二 第4号の第2類)														
	構造	鉄筋コンクリート造 4階建塔屋付														
	敷地面積	353.78㎡														
	建築面積	282.47㎡														
延べ面積	1階	2階	3階	4階	塔屋	計(㎡)										
	244.16	276.80	254.63	201.60	34.87	1,012.06										
3. 工事種目	1. 建築物1棟及び付帯施設(地下タンク含む)解体撤去工事 2. 上記1.に伴う電気設備解体撤去工事 3. 上記1.に伴う機械設備解体撤去工事															
4. 工事内容	A. 建築工事	・建築物解体工事 1)建築物及び基礎等の撤去 2)外構等(工作物含む)の撤去 3)地中埋設物の撤去														
	B. 電気設備工事	・建築物解体等に伴う電気設備機器撤去 1)建築物内の電気設備機器の撤去 2)外構の照明器具等の撤去 3)幹線切り離し														
	C. 機械設備工事	・建築物解体等に伴う機械設備機器撤去 1)建築物内の機械設備機器の撤去 2)各種配管切り離し														
	D. その他	・近隣家屋調査(事前・事後)														
5. 別途関連工事																
II 工事仕様																
1. 標準仕様	本仕様書は工事の概要を述べるも、詳細は設計図及び監督員の指示により施工するものとする。図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築物解体工事共通仕様書(最新版)・同解説(最新版)」(以下、「解体共仕」という。) ただし、解体共仕に記載されていない事項は、「公共建築改修工事標準仕様書(最新版)」(以下、「改仕」という。)&及び「公共建築工事標準仕様書(最新版)」(以下、「標仕」という。))による。															
2. 特記仕様	(1)項目は、記載されている全ての事項を適用する。 (2)特記事項は、○印の付いたものを適用する。 ○印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。 ○印と※印の付いた場合は、共に適用する。 (3)特記事項に記載の()内の表示番号は、解体共仕の当該項目、当該図又は当該表を示す。 (4)特記事項に記載の[]内の表示番号は、改仕の当該項目、当該図又は当該表を示す。 (5)特記事項に記載の()内の表示番号は、標仕の当該項目、当該図又は当該表を示す。 (6)製造所名は五十音順とし、「株式会社」等の記載は省略する。また、()内は製品名を示す。															
章	項目	特記事項														
1 一般共通事項	①工事について	工事に際しては、関係法令を遵守し、周辺住民に危険及び迷惑のからめよう十分に注意して行うこと。 工事の施工にあたり、工事箇所並びにその周辺(道路・水路を含む)の事前事後の調査を行い、受注者の責任による破損等の発生があった場合は、受注者にて修繕するものとする。 本敷地は住宅密集地であり、隣地建築物への影響に十分に配慮した工法や手順の検討、及び解体建築物の崩壊、部材の落下等、構造・安全を検討し施工計画書等により監督員の確認を得てから工事を行うものとする。														
	②一般事項	※ 工事施工中に予期せぬ事態や事故、疑義が生じた場合は、監督員に報告の上、指示に従うこと。なお、事後発生時は、別に指示する事故報告書を直ちに提出すること。 ※ 受注者は、監督員と随時打合せを行い、工程の確認や調整を図り、円滑な工事進捗に努めること。 ※ 仮囲いに概略工程表や騒音・振動等の発生する工事や大型車両の出入り等についてのお知らせを掲示すること。														
	③適用基準等	○工事写真撮影ガイドブック(最新版)建築物工編及び解体工事編(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修) ○電気設備工事又は機械設備解体撤去工事を本工事に含む場合は、それぞれの工事の標準仕様書を適用する。														
1 一般共通事項	④官公署その他への届出手続き等	工事の施工にあたり、関係官公署その他関係機関への届出手続き等は、遅延なく、受注者にて行う。														
	⑤工事実績情報の登録	受注者は、工事実績情報サービス(GORINS)入力システム((一財)日本建設情報総合センター)に基づき、請負代金500万円以上の工事について、登録を行う。 なお、本工事の完成年度が繰り越された場合、総合評価における技術提案書の実績評価については、工事完成年度の実績となる。														
	⑥書類の書式等	本工事の施工に関して提出する書類は、羽島市所定のもの、及びその他監督員が必要と認める書類についても指示期限内に提出すること。 なお、監督員から訂正の指示があった場合は、異議なく訂正し、速やかに提出する。 上記に加え、契約時には、工区内説明細書を提出すること。														
1 一般共通事項	⑦疑義に対する協議等	本工事はワンデーレスポンス実施対象工事とする。受注者は工事施工中において問題が発生した場合または計画工程と比較照らし差異が生じた場合は、「ワンデーレスポンス実施要領」(平成23年3月31日決裁)に基づき、適宜監督員に報告するものとする。														
	⑧関係法令等の遵守	工事の施工に当たり、関係法令を遵守し、工事の円滑な進行を図る。(1.1.13)														
	⑨施工計画書	※ 施工計画書は、当該工事の施工に先立ち作成し、監督員に提出し、承認を得ること。 ・総合評価の技術提案等については、すべて実施するものとし、その内容を施工計画書に記載しなければならない。なお、技術提案等における工事費は全て請負代金額に含まれる。但し、発注者が認めないことを通知した技術提案等については、実施及び施工計画書への記載の対象外とする。(1.2.2)														
1 一般共通事項	⑩工事の記録	工事写真はデジタルカメラで撮影する場合は、130万画素以上とし、印刷は300dpi以上で3年以上は劣化しない品質とする。なお、補助対象工事については、完成時に、フィルムカメラ撮影はネガ及びネガベタを、デジタルカメラ撮影の場合は画像データを提出すること。デジタル工事写真の小黑板情報電子化を行う場合は、契約後、監督員の承諾を得た上で、デジタル工事写真の小黑板情報電子化対象工事とすることができる。なお、運用は、「デジタル工事写真の小黑板情報電子化について(通知)」(平成29年3月2日付技特828号(岐阜県))を準用し実施すること。(1.2.3)														
	⑪電気保安技術者	※適用する。(1.3.3)														
	⑫施工条件	施工時間 ※解体共仕に準拠し、土日祝日や年末年始など、行政機関の休日に関する法律に定める行政機関の休日は、現場閉所とし、施工してはならない。 ※近隣の住環境確保のため、上記休日に加えて、お盆期間についても、現場閉所とするなど配慮すること。 また、夜間も施工してはならない。なお、災害対応等、真にやむを得ない事情により施工しなければならない場合は、監督員の承諾を得るものとし、その他の事情による施工は認めない。 工事車両の駐車場所及び資機材の置場所 ○敷地内を原則とするもの、図示がある場合を除き、受注者にて確保すること。(1.3.5)														
1 一般共通事項	⑬施工中の安全確保、環境保全、工事説明会、第三者への対応等	(1) 工事中は道路上に物を放置したり、あるいは車を駐車して交通に支障を与えることのないよう十分に注意すること。 (2) 解体時及び発生材積込み時には、各重機毎に高圧散水を十分に施し防塵に努めると共に、工事車両の出入りにあたりタイヤ等の汚れを高圧洗浄にて十分清掃し、周辺道路の美化に配慮すること。 (3) 場内は「禁煙」とする。 (4) 工事の着手に先立ち、近隣住民等への通知を行うこと。なお、通知等の準備は、受注者の責により行うものとし、通知範囲や回数等は発注者の指示により決定する。 (5) 受注者は、近隣住民など第三者からの要望に対して、真摯に対応すること。また、被害や損害を与えた場合は、受注者の責任で問題を解決し、賠償の責任を負うこと。(1.3.6) (1.3.9)														
	⑭交通安全管理	(1) 次の工種の工事を施工する場合は、工事車両が入退場する各要所に保安要員を配置し、第三者の安全確保を図る。なお、原則として保安員は専従とし、作業員とは別に配置すること。 ○工事施工期間中 ○発生材の搬出時 ○その他監督員が必要と認める時 (2) 車両制限令第3条における一般制限値を超える車両を通行させる場合には、道路法第47条の2に基づく通行許可証の写しを監督員に提出すること。また、施工計画書に一般制限値を超える車両等を記載すること。(1.3.7)														
	⑮発生材の処理等	(1) 建築物の解体工事に伴って発生する産業廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づいて適正に処理するものとする。 (ア) 収集、運搬、処分先等に関する廃棄物の処理計画書を作成し、関係機関の承諾を受けたのちに処理するものとする。 (イ) 「岐阜県廃棄物の適正処理等に関する条例」及び同施行規則に基づき必要に応じて関係機関に届け出をすること。(5.4.3)														
2 仮設工事	①騒音・粉じん等の対策	(1) 騒音・粉じん等の対策 (2.2.1) ※ 防音パネルは、隙間なく取り付ける。 ○ 防音シートは、ジョイントの重ねと結束を十分に施す。 (2) 防音パネル等を取り付ける足場の設置範囲・高さ等 ※ 図示による。 (3) 解体工事を行う際は、以下の機器を常時設け、管理すること。関係法令の基準値を超える場合は、直ちに作業を止め、対策を講じること。 ○騒音計 ○振動計 ○設けられない 設置箇所数 1箇所 1箇所 - (4) 近隣の住環境に配慮し、解体時には十分な散水養生を行い、粉じん等の発生抑制に努めること。なお、散水は、粉じん等の発生箇所に適切に行うこと。(2.2.2)														
	②足場その他	(1) 仮囲い ※設置する(設置位置は、図示による) ○成形鋼板(※H=3.0m・H=2.0m)(塗装 ○有り・無し) ○成形鋼板仮囲いのコーナー部(1.0m×1.0m)は、透明パネルを用いること。 ・ガードフェンス(H=1.8m、根がらみ付き柱) (2) 外部足場 ・枠組足場 ○くさび緊結式足場 ・単管本足場 ・移動式足場 ・ブラケット側足場 ○くさび緊結式側足場 ○シート養生(※防音シート・防炎シート・ネットシート ○防音パネル) ※労働安全衛生法規則の一部を改正する省令(平成21年厚生労働省第23号)に則り施工すること。 手すり先行足場 ※適用する ・適用しない 必要な場合は「手すり先行工法等に関するガイドライン」(厚生労働省第23号)に則り施工する。														
	③躯体の解体	(3.2.1) 躯体は、関係法令を十分に遵守し、油圧圧搾機等の機械は、騒音や振動の少ない機械を使用するものとする。 躯体順序については安全を第一に考え、監督員と打合せの上決定すること。(3.8.2)														
3 解体施工	①事前措置	(3.2.1) 躯体部分の電気、給排水、ガス等の各配管は解体前に調査し末端処理を行う。又、末端処理完了後、末端処理位置を明確にし、記録を監督員に提出する。特に火災報知機が設置されている場合は、解体作業日前までに処理を行ったのち、当該施設の火災報知機保守点検契約業者の立会い検査を受け、その検査合格書を監督員に提出すること。 ○地下受水槽は、残存水の排出など適切な措置を行う。 ○地下オイルタンクは、廃止届出済みであり残油・スラッジ処理及びタンク内部砂詰めを完了してしている。廃止届出書等は求めに応じ負与する。(3.9.1)														
	②基礎等	基礎等は、騒音・振動等に配慮し、分別解体する。(3.9.2)														
	③杭	杭の撤去 ※撤去 ○残置(杭頭を露出させ位置図を作成) 杭の解体方法 ・引抜き工法 (ケーシングジェット工法) ・破砕工法 (ケーシング併用ロックオーガー破砕工法) 杭の処理方法 ・掘削解体 ・場外処分 (3.10.1)														
3 解体施工	④構内舗装等	樹木等 ※特記なき限り、伐採抜根とする。 舗装等 ※敷地内の土上材は、全て撤去する。 工作物等 ※敷地内の工作物は、全て撤去する。(パッカー等を含む)(3.12.1)														
	⑤地下埋設物及び埋設配管	地下埋設物及び埋設配管の解体は、図示による。また、事前調査を実施し、図示以外にあった場合はこれも撤去すること。ただし、請負金額の増額は無いものとする。(3.12.1)														
	⑥山留め	○設置する(施工検証・構造計算等を行うこと) ・設置しない														
3 解体施工	⑦養生	工事の施工に伴い、必要に応じて解体工事的以外の部分等を養生し、汚染又は損傷を与えないこと。万一、汚染又は損傷を与えた場合は、受注者の責任において構造及び仕上げの原形復旧を行うこと。														
	⑧ひずみ計測	解体時のスラブのひずみを計測する為、防水型箔ひずみゲージを設置し、想定以上の躯体のひずみが無いことを確認しながら安全に施工すること。														
	⑨交通整理員	撤去工事、残土搬出時、その他の工事車両が頻繁に出入りする時など、必要に応じて配置する。														
2 仮設工事	⑩仮設用水	構内既存の施設 ・利用出来る(・有償・無償) ※利用出来ない仮設引込が必要														
	⑪仮設電力	構内既存の施設 ・利用出来る(・有償・無償) ※利用出来ない仮設引込が必要														
	⑫その他	工事施工に必要な諸手続き、道路その他、他人管理の土地使用手続きは一切受注者にて行いその費用を負担すること。(2.3.1)														
2 仮設工事	⑬仮設物	(1) 監督員事務所 ○設ける ・構内に設置する 規模(㎡程度)・10・20・35・65・100 ○受注者事務所と同一棟とし、間仕切りを設置し事務機、複合機、インターネット接続機器、空調等必要な備品・用品を備えること ・既存建物内の一部を使用する (2) 受注者事務所、作業員休憩所、便所等、関係法令等に従い必要な手続きのうえ設置する。 なお、事前に仮設計画図を作成し、監督員の承諾を得ること。														
	⑭山留め	○設置する(施工検証・構造計算等を行うこと) ・設置しない(2.4.1) (2.4.2) (2.4.3)														
	⑮養生	工事の施工に伴い、必要に応じて解体工事的以外の部分等を養生し、汚染又は損傷を与えないこと。万一、汚染又は損傷を与えた場合は、受注者の責任において構造及び仕上げの原形復旧を行うこと。														
2 仮設工事	⑯ひずみ計測	解体時のスラブのひずみを計測する為、防水型箔ひずみゲージを設置し、想定以上の躯体のひずみが無いことを確認しながら安全に施工すること。														
	⑰交通整理員	撤去工事、残土搬出時、その他の工事車両が頻繁に出入りする時など、必要に応じて配置する。														
	⑱仮設用水	構内既存の施設 ・利用出来る(・有償・無償) ※利用出来ない仮設引込が必要														
2 仮設工事	⑲仮設電力	構内既存の施設 ・利用出来る(・有償・無償) ※利用出来ない仮設引込が必要														
	⑳その他	工事施工に必要な諸手続き、道路その他、他人管理の土地使用手続きは一切受注者にて行いその費用を負担すること。(2.3.1)														
	㉑仮設物	(1) 監督員事務所 ○設ける ・構内に設置する 規模(㎡程度)・10・20・35・65・100 ○受注者事務所と同一棟とし、間仕切りを設置し事務機、複合機、インターネット接続機器、空調等必要な備品・用品を備えること ・既存建物内の一部を使用する (2) 受注者事務所、作業員休憩所、便所等、関係法令等に従い必要な手続きのうえ設置する。 なお、事前に仮設計画図を作成し、監督員の承諾を得ること。														
2 仮設工事	㉒山留め	○設置する(施工検証・構造計算等を行うこと) ・設置しない(2.4.1) (2.4.2) (2.4.3)														
	㉓養生	工事の施工に伴い、必要に応じて解体工事的以外の部分等を養生し、汚染又は損傷を与えないこと。万一、汚染又は損傷を与えた場合は、受注者の責任において構造及び仕上げの原形復旧を行うこと。														
	㉔ひずみ計測	解体時のスラブのひずみを計測する為、防水型箔ひずみゲージを設置し、想定以上の躯体のひずみが無いことを確認しながら安全に施工すること。														
2 仮設工事	㉕交通整理員	撤去工事、残土搬出時、その他の工事車両が頻繁に出入りする時など、必要に応じて配置する。														
	㉖仮設用水	構内既存の施設 ・利用出来る(・有償・無償) ※利用出来ない仮設引込が必要														
	㉗仮設電力	構内既存の施設 ・利用出来る(・有償・無償) ※利用出来ない仮設引込が必要														
2 仮設工事	㉘その他	工事施工に必要な諸手続き、道路その他、他人管理の土地使用手続きは一切受注者にて行いその費用を負担すること。(2.3.1)														
	㉙仮設物	(1) 監督員事務所 ○設ける ・構内に設置する 規模(㎡程度)・10・20・35・65・100 ○受注者事務所と同一棟とし、間仕切りを設置し事務機、複合機、インターネット接続機器、空調等必要な備品・用品を備えること ・既存建物内の一部を使用する (2) 受注者事務所、作業員休憩所、便所等、関係法令等に従い必要な手続きのうえ設置する。 なお、事前に仮設計画図を作成し、監督員の承諾を得ること。														
	㉚山留め	○設置する(施工検証・構造計算等を行うこと) ・設置しない(2.4.1) (2.4.2) (2.4.3)														
2 仮設工事	㉛養生	工事の施工に伴い、必要に応じて解体工事的以外の部分等を養生し、汚染又は損傷を与えないこと。万一、汚染又は損傷を与えた場合は、受注者の責任において構造及び仕上げの原形復旧を行うこと。														
	㉜ひずみ計測	解体時のスラブのひずみを計測する為、防水型箔ひずみゲージを設置し、想定以上の躯体のひずみが無いことを確認しながら安全に施工すること。														
	㉝交通整理員	撤去工事、残土搬出時、その他の工事車両が頻繁に出入りする時など、必要に応じて配置する。														
工事名	旧羽島市教育センター解体撤去工事			工事設計図	名称	建築物解体工事特記仕様書(1)			縮尺	A-2 — A-3 x71%	設計年月日	令和 7 年 9 月 日	総括	主任	担当	図面番号
CO. LTD.		KINKA		一級建築士事務所 登録 岐 3 6 8 0 号 Architects & Associates		株式会社 金華建築事務所			一級建築士 大臣登録第261572号 今西 浩司				A-01			

章	項目	特記事項	章	項目	特記事項	章	項目	特記事項	章	項目	特記事項						
3 解体施工	⑦埋戻し、盛土及び整地	(3.12.1) ・埋戻し及び盛土を行う。 ○埋戻し及び整地を行う。 ・図示による埋戻し及び盛土の種類 (表3.2.1) ・岐阜県建設発生土管理基準に適合する山砂又は場内の良質土とする。 ○埋戻し後、防草シート（曝露対応型 ユニチカ AG100同等品）を敷地全面に敷設した後、4号砕石（S-30）厚100にて整地すること。 整地の高さ ・現状地盤 ○図示による ○解体完了後、木支柱（丸木杭（検）φ100 L=1,300~2,000（GL+1,200）+トラロープ3段巻き付け）程度にて敷地境界全周に渡り囲いを設置する。	5 特別管理産業廃棄物の処理	6 廃酸・廃アルカリ	(5.4.1) 次の機器に含まれる酸・アルカリの処理は関係法令等に従い適正に処理する。 ・直炊き吸引冷水水機等（計 基）の臭化リチウム水溶液等 ・非常電源装置の蓄電池 ・電話交換機の蓄電池 ・バッテリー室の蓄電池	6 石綿含有建材の除去及び処理	7 ダイオキシン類	(5.4.1) サンプリング調査 ・行う ・行わない（測定結果 平成 年 月 日） 但し、解体前6ヶ月を超える場合は調査を行うこと。 解体方法 ・解体作業第1管理区域 ・解体作業第2管理区域 ・解体作業第3管理区域 保護具の選定 ・保護具選定に係る第1管理区域：レベル1 ・保護具選定に係る第2管理区域：レベル2 ・保護具選定に係る第3管理区域：レベル3 処分方法 関係法令等に従い適正に処分する。	8 その他	①工事調査	岐阜県が定める「用地調査等業務共通仕様書」第14章 地盤変動影響調査等による。 調査範囲 ○敷地境界から20m程度の範囲内の建物（内訳：建物16棟、工作物1ヶ所）						
	⑧建設発生土の処理	残土は受注者で搬出処分することとし、「岐阜県埋立て等の規制に関する条例」等関係法令に従い、適切に処理する。		⑧フロンガス回収、冷水水発生機の溶液回収	家庭用ルームエアコン （台数等：機械設備図による） ○家電リサイクル法によるフロンガス回収・室内外機とも処分 店舗型パッケージエアコン （台数等：機械設備図による） ○フロンガス回収処分 冷水水発生機 ・原則、広域認定業者による溶液の回収処分（ ・ ・ ） ・特に指定しない		②調査内容	工事に伴う周辺の地盤、家屋の影響等を調査する。 (1) 事前調査 ○現況の地盤（水準測定、ひび割れ） ○基礎・軸部（建入れ） ○開口部（建具等） ○床（亀裂、縁切れ、傾斜等） ○天井（亀裂、縁切れ等） ○内外壁（亀裂等） ○屋根（庇、雨樋を含む） ○水廻り（浴槽、台所、洗面所等） ○外構（テラス、犬走り、ベランダ、塀、擁壁等の屋外工作物） ・ (2) 事後調査 主な工事が完了直前に事前調査事項を主として測定をおこなう。									
4 建設廃棄物の処理	①再資源化等	(4.4.1) 建設廃棄物の再資源化（許可取得事業者による） ○建設リサイクル法に基づく特定建設資材廃棄物 再資源化する。 ○金属類 再資源化する。 ○蛍光灯及びHIDランプ（水銀使用製品産業廃棄物） 再資源化する。 ・硬質ポリ塩化ビニル管及び継手 再資源化する。 ・ガラス 再資源化する。	6 石綿含有建材の除去及び処理	①適用範囲	(6.1.1) レベル1：※ アルミ製カーテンウォール裏面断熱材（仕上表特記） レベル2：※ 煙突断熱材（仕上表特記） ※ 配管エルボ保温材（φ50~200程度）見做し：機械設備図による レベル3 ※ 塗膜防水（仕上表特記） ※ アスファルト防水（仕上表特記：見做し） ※ ビニル床タイルの接着剤（仕上表特記） ※ ビニル巾木（仕上表特記：見做し） ※ ロックウール吸音板（仕上表特記） ※ ケイ酸カルシウム板（仕上表特記：見做し） ※ 石膏ボード（仕上表特記：見做し） ※ 化粧石膏ボード（仕上表特記：見做し） ※ 和風化粧石膏ボード（仕上表特記：見做し） ※ 壁紙（仕上表特記：見做し） ※ テラゾーブロック（仕上表特記：見做し） ※ 池モルタル等（仕上表特記：見做し） ※ 配管パッキン（φ100~200程度）見做し：機械設備図による ※ ダクトパッキン（□500~□1000程度）見做し：機械設備図による ※ ボイラー等設備関係機器類は機械設備図による ※ 上記範囲や数量に変更が生じた場合でも、設計変更の対象としない。 なお、受注者は実処理数量が確認出来るように記録を残すこと。	7 特殊な建設副産物の処理	④資格者等	(6.2.1~3) [9.1.3] 施工に先立ち、建築物石綿含有建材調査者が、アスベスト除去等に関する事業計画書を策定し、提出すること。なお、事業計画書に修正が必要な場合は、速やかに対応すること。 また、アスベスト含有建材の除去を直接行う専門業者は、工事に相応した技術を有すること。除去にあたっては、石綿作業主任者を選任し、作業者は石綿則に基づく特別な訓練を受けた者とする。 更に、特別管理産業廃棄物管理責任者の資格を有する者を選任し、管理させること。	8 その他	③調査方法	(1) 水準の基点は、影響のない箇所にベンチマークを設置する。 (2) 水準、建入れ、ひび割れ及び隙間等は、数値（幅、長さ等）及び写真に記録する。 なお、事前調査でひび割れ、隙間が生じていなくても各戸の主な箇所の状況を写真等で記録する。また、発生している場合は、拡大の恐れがあるので周囲についても記録する。						
	2 処理に注意を要する建設廃棄物	(4.5.1) ・CCA処理木材（クロム・銅・ヒ素化合物系木材防霉処理木材） ・ 中間処理施設で処理 ・ヒ素、カドミウム含有石膏ボード ・ 製造業者に回収を委託又は管理型最終処分場で埋立処分 ・ヒ素、カドミウム含有石膏ボード及び石綿含有石膏ボード以外の石膏ボード ・ 管理型最終処分場で埋立処分又は再資源化施設で再資源化		②施工調査	分析によるアスベスト含有調査 ・ 行う（アスファルトルーフィング、ダクトパッキン、配管エルボ保温材） ○ 行わない（原則） ・ 定性分析 ○ 調査済み ・ 定量分析 ・ 調査済み ○ なお、少量の建築仕上材やダクトパッキン、配管エルボ保温材などはアスベスト含有材料として見做して、設計・積算している。含有調査は未実施であるため、着工時に発注者から資料提示を受けること。 ・ 含有調査の結果、アスベストが含有していない場合は、設計変更の対象として上で、特別管理産業廃棄物以外として、処理するものとする。 ○ アスベスト含有建材については調査済みだが、それ以外に含有の恐れがあるものについては請負者において事前調査を行い、含有が認められる場合は適切に対応し工事を行うものとする。ただし、請負金額の増額は無いものとする。		④調査報告書	各報告書は、調査区域位置図、調査区域平面図（区域内の建物配置図）、建物等調査図（平面図、立面図等）、損傷調査書、状況写真等とする。 ○事前報告書 A 4版 ○2部 ○事後報告書 A 4版 ○2部									
5 特別管理産業廃棄物の処理	①施工調査	(5.1.2) 特別管理型産業廃棄物の調査 ※石綿含有調査報告書は着工前に貸与するので、事前調査を実施しその結果と併せて調査結果報告書として提出すること。 種類 分析調査 箇所 ・ 行う ・ 図示による ・ ・ 行う ・ 図示による ・	5 特別管理産業廃棄物の処理	③アスベスト粉じん濃度測定	(6.1.3) [9.1.1] ・ 行わない ○ 行う（レベル1 アルミ製カーテンウォール裏面断熱材） 測定磁器 適用 測定場所 測定点数 処理作業前 ・ 処理作業室内 点 ・ 施工区画周辺 点（4方向） ・ 敷地境界 点（4方向各1点） 処理作業中 ・ 処理作業室内 点 ○ ｵｰﾌﾟﾝﾌﾞﾗｯｷﾝｸﾞ-ﾝ入口 2点（2・3階各1点） ○ 集じん・排気装置の排出口 2点 ○ 施工区画周辺又は敷地境界 4点（4方向各1点） 養生撤去前 ○ 処理作業室内 4点（2・3階各2点） ○ 施工区画周辺又は敷地境界 4点（4方向各1点） 処理作業後 ・ 処理作業室内 点（各点） ・ 施工区画周辺又は敷地境界 点（4方向各1点）	7 特殊な建設副産物の処理	⑤アスベスト含有材の除去工法	(6.3.2) [9.1.3] ○解体共仕による ・ 図示による 着工に先立ち、アスベスト粉じんの飛散防止対策を盛り込んだ施工計画書を作成し監督員の承諾を受ける。 除去に際して、関係法令に基づく表示及び掲示を見やすい場所に行うこと。 ・アスベスト含有塗材の撤去 除去方法 ※(6.6.3) による。 剥離剤併用手工具ケレン工法 集じん装置付き超高压洗浄工法	8 その他	⑤各種届出について	建築工事届、除却工事届、解体工事届等の提出 羽島市（騒音振動規制法）へ提出 注記）届出は工事着手1週間前までに提出。						
	②特別管理産業廃棄物の処分等	(5.4.1) 種類 処分方法 廃石綿 廃棄物処理法で定める事業許可のある収集運搬業者及び特別管理産業廃棄物処分業者による 石綿含有廃棄物		⑥除去したアスベスト等の処分等	(6.3.3) [9.1.3] アスベスト含有吹付材 ※埋立処分 ・ 中間処理 (6.4.4) [9.1.4] アスベスト含有保温材 ※埋立処分 ・ 中間処理 (6.5.4) [9.1.5] アスベスト含有成形板 ※埋立処分 ・ 中間処理 (6.6.4) [9.1.6] アスベスト含有塗材 ※埋立処分 ・ 中間処理		⑥数量等の取扱い	本解体工事における数量に関して、別紙「参考内訳書」の数量は参考数量とし、現地確認や設計図に基き、適切に計上すること。 なお、改修等による設計図との不整合など軽微な数量増減は請負金額の変更は行わないものとする。									
5 特別管理産業廃棄物の処理	③PCBを含む機器類	(5.4.1) ※蛍光灯安定器、変圧器等にPCBが含有されている場合は、監督員に早急に報告すること。 撤去変圧器等のPCB分析は、本工事に ※含む ○含まない ○特記以外でPCBを含む機器類が出た場合は、施設管理者にて処分とする。	5 特別管理産業廃棄物の処理	④PCB含有シーリング材	(5.4.1) ○第一次判定にて非該当 ※着工時に発注者から資料提示を受けること。 日本シーリング材工業会 PCB含有シーリング材の判定・取り扱いフローを参考とする。 ・ 第一次判定（シーリングの材種判定） 採取箇所数 3箇所 採取箇所 ・ 図示 ・ ・ 第二次判定（分析調査） 分析箇所数 3箇所 分析箇所 ・ 図示 ・ ・ 撤去範囲 ・ 図示 ・ 外装建築用シーリング材は全て、PCB含有材として適正に処分	7 特殊な建設副産物の処理	⑦監督員の防護服等	防護服、マスク等の監督員の立会いに必要な装備類は、全て受注者が準備し、使用後は適切に処分すること。	8 その他	⑦情報共有システムの活用	本工事ではオンライン情報共有システムを積極的に活用すること。						
	5 廃油	(5.4.1) オイルタンク、オイルサービスタンク、機器類等の廃油の処理は関係法令等に基づき、抜取りし、廃棄物処理法で定める事業許可のある特別管理産業廃棄物収集運搬業者により焼却処分又は中間処理施設で再生処理とする。		⑦特殊な建設副産物の回収及び処分	(7.3.1) 種類 回収及び処分 A 重油 ・ 回収 ・ 処分 ・業務用冷凍空調機器（第一種特定製品）は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律の定めに従って行う。												
工事名	旧羽島市教育センター解体撤去工事			工事設計図	名称	建築物解体工事特記仕様書（2）			縮尺	A-2 — A-3 x71%	設計年月日	令和 7 年 9 月 日	総括	主任	担当	図面番号	
CO. LTD. KINKA Architects & Associates 一級建築士事務所 登録 岐 3 6 8 0 号 株式会社 金華建築事務所											一級建築士	大臣登録第 2 6 1 5 7 2 号	今西 浩司	A-02			